

太陽光発電の 全量買い取りははじめませんか？

こんなところに設置できます▼

折板屋根



大波ストレート



遊休地



屋上



固定価格買取制度による買取単価は申請年度によって異なりその単価は年々下がって
しまいます。平成26年度は通常の電気代の約1.4倍の単価32円/kWh(税別)です。発電
した電気を全て電力会社に売りますので設置するなら今しかありません。

.....
シャープの太陽光なら機器保障とシステム保証は安心の15年保証！モニタリングサー
ビスを利用すればインターネット通信料だけで遠隔監視できます。

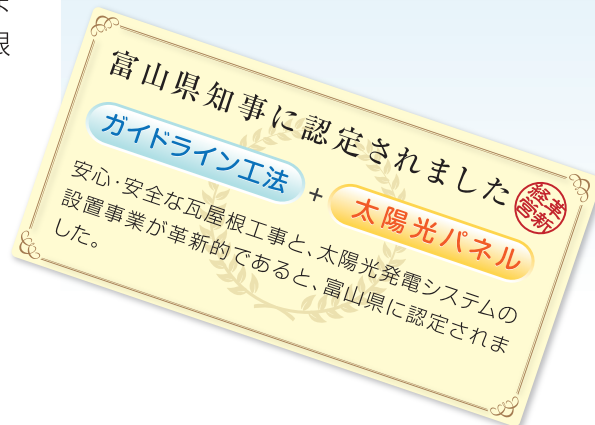
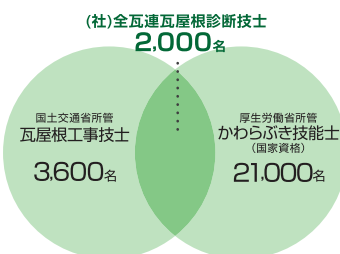
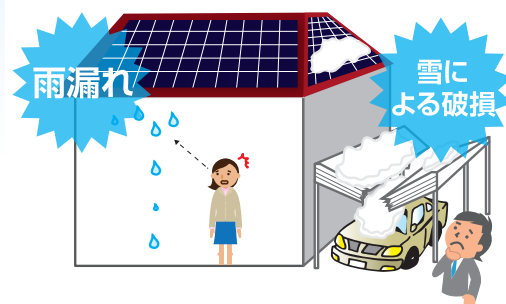
グリーン投資減税

詳しくは裏面へ

設計から設置までは**浜田瓦店**と、その**提携企業**とで行います。

⚠ 太陽光パネルの雨漏り・雪害被害にご注意！

太陽光パネル設置による雨漏り・積雪被害が社会問題化しています。
浜田瓦店は安心。全ての屋根を診断できる「(一社)全瓦連屋根
診断士」のもと施工を行います。



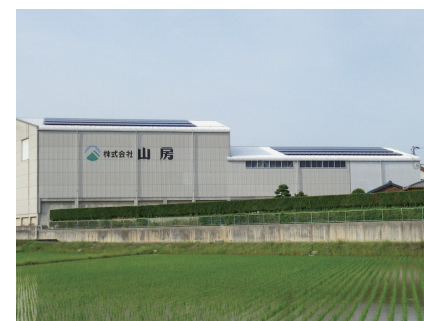
いろんな場所に設置できます！

折板屋根245kWシステム



提携企業工場折板屋根にハゼつかみ工法にてモジュール1,022枚設置。250kWパワコン設置。

大波ストレート屋根40kWシステム



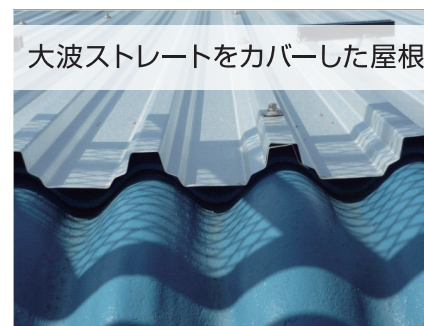
大波ストレートでも架台をC鋼に直接つかむことで、既存の屋根のまま設置可能です。

野建て50kWシステム



約650㎡にモジュール204枚を設置。撤去も考慮してコンクリート基礎以外でも設置可能です。

こんな工法でも設置可能です。



大波ストレートをカバーした屋根



流れ方向から90度向きを変えて



RC構造の傾斜屋根

あきらめていた場所でも設置できる場合があります。任意で太陽光の保険をご紹介します。

グリーン投資減税について

- ☒ 太陽光発電システムの出力が10kW以上
- ☒ 買取制度の認定を受けていること
- ☒ 青色申告をしている法人または個人
- ☒ 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に太陽光発電を設置し、その日から1年以内に発電を始めること

①100%即時償却の場合

こちらの制度では取得価格の100%即時償却が可能です。当年度の課税対象額から取得価額全額を前倒しで償却することができ、当年度における節税効果は非常に大きなものになります。

14kw設置の場合（算出例）

	設置容量	kWの単価	初期投資額
初期投資額	14kW	約40万/kW	= 5,600,000円

設置容量が14kWで価格が400,000円/kWだった場合、14kW×400,000円/kW=5,600,000円となり**初期投資額は合計5,600,000円**となります。

参考例（経営利益1000万の中小企業の場合）

	経営利益	法人税率	法人税額
①通常の法人税	10,000,000円	50%	=5,000,000円

	経営利益	法人税率	
②グリーン投資減税適用後	10,000,000円	50%	= 4,400,000円
	差引経営利益	50%	= 2,200,000円

適用後税額 4,400,000円×50%= **2,200,000円**

優遇税額 5,000,000円－2,200,000円= **2,800,000円**

こちらのケースでは、初期投資額の5,600,000円の100%即時償却となり、差引経営利益4,400,000円に対して法人税が課されます。通常5,000,000円の法人税に対し、グリーン投資減税適用後の法人税は2,200,000円となり、**2,800,000円の節税効果**となります。

②30%特別償却の場合

100%即時償却が期限付きの特例措置であることを考えると、この特別償却がグリーン投資減税適用における**一般的な優遇償却率**として考えられます。導入初年度において普通償却に加えて取得価格の30%を課税対象額から償却することができ、初年度において大きな節税効果が見込まれます。

14kw設置の場合（算出例）

特別償却額	5,600,000円×30%= 1,680,000円
普通償却額	5,600,000円×11.8%= 660,800円
	10,000,000円－(1,680,000円+660,800円)= 7,659,200円
初年度優遇税額	7,659,200円×50%= 3,829,600円

初年度優遇税額 5,000,000円－3,829,600円= **1,170,400円**

③7%税額控除の場合

7%税額控除のメリットは「**絶対免税**」(単純に税金の金額が下がる)というところです。償却後所得に対して法人税率を掛けるということではなく、普通償却にて法人税が確定した後に太陽光発電設備取得価額の7%税額が控除されます。初年度の節税効果は薄いですが、長い目で見ると税額控除の方がメリットが大きいといえます。

14kw設置の場合（算出例）

普通償却額	5,600,000円×11.8%= 660,800円
	10,000,000円－660,800円= 9,339,200円
初年度税額(控除前)	9,339,200円×50%= 4,669,600円
税額控除額	5,600,000円×7%= 392,000円
控除後税額	4,669,600円－392,000円= 4,227,600円

初年度優遇税額 5,000,000円－4,227,600円= **772,400円**

どれを選択した方がよいのか??

税額控除方式を選択するか、特別償却方式を選択するかは企業の自由に任されており、企業は自ら有利な方式を選択すれば良いのですが、2つの方式のいずれかにメリットがあるのかについては必ずしも一方が有利とはいえず、個々の企業の実情に応じて選択することがいいでしょう。選択の基準としては、資産を取得した初年度においては、特別償却の方がややメリットが大きいといえます。

簡易的に試算すると100の基準取得価格に対して30の特別償却をおこなえば、法人税は30%×30%=9の減税となり、税額控除では100×7%=7の減税にとどまり、特別償却の方が減税額がやや大きくなります。しかし、最終的には初年度減税額の金利メリットしかないことになるのに対し、税額控除は絶対免税であるので、単純に見れば取得資産の全耐用年数期間を通ずれば、税額控除の適用を選択した方が企業にとって有利になるでしょう。いずれにしても確実に言えることは、対象設備を導入するより、エネルギーの削減及び光熱費等の経費削減にもなるでしょう。

今なら太陽光パネル設置費をすばやく回収することができます!

